那覇市公報

第１７９０号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 1133

○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 1144

◇告　　示◇

○地籍調査の実施について（技術総務課）…… 1147

○令和２年度下半期那覇市の財政状況の公表（財政課）…… 1148

◇公　　告◇

○「平和交流・男女参画課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について（平和交流・男女参画課）…… 1163

◇消防局訓令◇

○那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令…… 1165

◇上下水道局告示◇

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について…… 1167

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…… 1171

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…… 1172

◇選挙管理委員会告示◇

〇選挙人名簿の登録の移替えの延期について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1172

〇直接請求に要する選挙権を有する者の数について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1173

〇特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について‥‥‥ 1174

規　　則

那覇市規則第23号
令和３年５月27日
公　　布　　済

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

那覇市食品衛生法施行細則(平成24年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の実施のため、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)、食品衛生法施行条例(平成12年沖縄県条例第25号)、食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号)及び那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号。以下「市条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (食品衛生管理者の設置等の届書) 第4条　省令第49条第1項の規定による届書は、食品衛生管理者設置(変更)届書によるものとする。 (食品衛生責任者の設置) 第5条　営業者は、営業の許可を受けた後、1年以内に、食品衛生責任者を設置しなければならない。 2　食品衛生責任者の設置数は、次に定めるところによるものとする。 (1)　食品衛生責任者は、政令第35条各号に掲げる営業又は第19条1項の特定営業を行う施設につき1人設置すること。ただし、食品の保存、調理、加工、製造若しくは販売(以下「保存等」という。)の工程が複雑な施設又は面積が広い施設、複数の建物を有する施設その他規模の大きな施設にあっては、保存等の工程又は施設の規模に応じた複数の食品衛生責任者を設置すること。	(趣旨) 第1条　この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)、食品衛生法施行条例(平成12年沖縄県条例第25号)、食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号。第5条第1項において「県規則」という。)及び那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(2)　同一施設において、2以上の営業を行う場合であって、かつ、1人の食品衛生責任者によって複数の営業の衛生管理ができないときは、各営業ごとに食品衛生責任者を設置すること。

(3)　自動販売機を用いて食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品(以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。)を除く。)を販売する営業にあっては、自動販売機10台につき、1人の食品衛生責任者を設置すること。

3　営業者は、食品衛生責任者を設置したとき、又は食品衛生責任者を変更したときは、10日以内に食品衛生責任者設置(変更)報告書を保健所長に提出しなければならない。

(講習会)

第6条　市長は、市長又は市長が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会(次項において「養成講習会」という。)における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。

2　養成講習会においては、次の各号の科目につき当該各号に定める時間の講義を行うものとする。

(1)　公衆衛生学　1時間

(2)　衛生法規　2時間

(3)　食品衛生学　3時間

3　市長は、食品衛生責任者を対象として、食品及び施設の衛生の保持に関し、必要な知識を習得するための講習会を定期的に実施するものとする。

(講習会修了証明書の再交付)

第7条　講習会修了証明書の交付を受けた者は、講習会修了証明書を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品衛生責任者養成講習会修了証明書再

交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、講習会修了証明書の破損又は汚損によるときは、当該講習会修了証明書を添付しなければならない。	
2　講習会修了証明書を紛失し講習会修了証明書の再交付を受けた者は、当該紛失した講習会修了証明書を発見したときは、再交付された講習会修了証明書を速やかに保健所長に返納しなければならない。	
（営業許可申請書）	
第8条　省令第67条第1項及び第2項の申請書は、食品営業許可（新規・継続）申請書によるものとする。ただし、自動販売機による営業の許可の申請書は、自動販売機による食品営業許可（新規・継続）申請書によるものとする。	
2　申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写しを添付しなければならない。	
（許可の有効期間）	（営業許可の有効期間）
第9条　法第52条第3項の規定による営業許可の有効期間は、次の各号に掲げる適合数（当該許可を受けようとする施設の別表第2の査定項目基準に適合する項目の数をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。	第4条　法第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の有効期間は、次の各号に掲げる適合数（当該営業許可に係る施設の別表第2の査定項目基準に適合する項目の数をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
（営業基準等）	（臨時営業の条件等）
第10条　保健所長は、次に掲げる営業に対する法第52条第1項の許可に当たっては、食品衛生上必要な条件を付すものとする。	第5条　県規則第5条第1号に規定する臨時営業に対する営業許可には、次に掲げる条件を付するものとする。
(1)　自動車営業	(1)　販売等をする食品は、次に掲げるものとすること。
(2)　簡易営業	ア　調理の方法が容易で、販売する直前に十分に加熱された食品
(3)　前2号に掲げる営業以外の営業であって、その営業の実態から条件を付す必要があると認められるもの	イ　営業許可を受けて製造された食品のうち、常温で保存することが可能

2　前項第1号及び第2号の営業で保存等をすることができる食品は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
(1)　飲食店営業　調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品(第3号に掲げる食品を除く。)及び飲物類
(2)　喫茶店営業　削氷、アイスクリーム類(小分けして販売するものに限る。)及び飲物類
(3)　菓子製造業　調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された菓子
(4)　アイスクリーム類製造業　殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム
(5)　乳類販売業　蓋のある容器入りの直接飲用に供される牛乳、山羊乳及び乳飲料
(6)　食肉販売業　包装冷凍食肉
(7)　魚介類販売業　完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類(自動車営業にあっては、密閉包装され、かつ、冷蔵された魚介類を含む。)
(8)　氷雪販売業　衛生的に密閉包装された氷雪
(9)　その他の営業　保健所長が認める食品
3　第1項第1号及び第2号の営業に対する許可に当たっては、前項に定める食品以外の食品の保存等をする場合においては、保健所長にその旨を届け出ることを条件として付すものとする。
4　保健所長は、前項の規定による届出があった場合は、食品衛生上支障がないと認めるときに限り、当該届出のあった食品の保存等を認めるものとする。
5　自動車営業には、第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。
(1)　営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の自動車の設置場所を出店予定届により保健所長に
で、そのままの状態で飲食することができるものを開封して盛り付けた食品
ウ　かき氷、アイスクリーム類(小分けして販売するものに限る。)又は殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム
エ　コーヒー又は茶類
オ　その他保健所長が食品衛生上支障がないと認める食品
(2)　施設の設置場所は、本市内とすること。
(3)　営業許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届により、保健所長に報告すること。
(4)　前号の規定により報告した設置場所を変更する場合にあっては、変更する日の前日までに、新たな設置場所を保健所長に連絡すること。
2　前項第1号オに掲げる食品の販売等をしようとするものは、保健所長にその旨を届け出なければならない。

報告すること。 (2)　報告した設置場所を変更する場合にあっては、変更する日の前日までに、新たに設置する場所を保健所長に連絡すること。 6　簡易営業には、第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。 (1)　施設の設置場所は、本市内とすること。 (2)　営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の施設の設置場所を出店予定届により保健所長に報告すること。 (3)　報告した設置場所を変更する場合にあっては、変更する日の前日までに、新たに設置する場所を保健所長に連絡すること。	
	(自動車営業の条件) 第6条　自動車においてする営業(次項に規定する営業を除く。)に対する営業許可には、前条第1項第3号及び第4号に掲げる条件並びに調理の方法、販売等をする食品等に応じ保健所長が必要と認める条件を付するものとする。 2　自動車において生体又はとたいを処理する食肉処理業に対する営業許可には、前条第1項第3号及び第4号に掲げる条件を付するものとする。 (その他の営業の条件) 第7条　前2条に規定する営業のほか、その実態から条件を付する必要があると認められる営業に対する営業許可には、食品衛生上必要な条件を付するものとする。
(食品営業許可証の交付) 第11条　保健所長は、法第52条の規定により許可をしたときは、食品営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。	(食品営業許可証の交付) 第8条　営業許可をしたときは、食品営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。
(営業許可証の再交付) 第12条　営業許可証の交付を受けた者(以	(営業許可証の再交付) 第9条　営業許可証の交付を受けた者は、営

下「許可営業者」という。）は、営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請しなければならない。この場合において、営業許可証の破損又は汚損によるときは、当該営業許可証を添付しなければならない。	業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。
2　営業許可証を紛失し営業許可証の再交付を受けた許可営業者は、当該紛失した営業許可証を発見したときは、再交付された営業許可証を速やかに保健所長に返納しなければならない。	
（変更の届出）	
第13条　省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更は、当該変更のあった日から10日以内に食品営業許可申請事項の変更届に営業許可証及び関係書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。	
（地位の承継の届出）	（営業許可を受けた者の地位承継同意書）
第14条　省令第68条第1項に規定する届出書は食品営業許可営業者地位承継（相続）届とし、同条第2項第2号に規定する同意書は食品営業許可営業者地位承継同意書によるものとする。	第10条　省令第68条第2項第2号に規定する同意書は、食品営業許可営業者地位承継同意書によるものとする。
2　省令第69条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継（合併）届によるものとする。	
3　省令第70条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継（分割）届によるものとする。	
4　省令第71条の規定による地位承継の届出内容の変更の届出書は、食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届によるものとする。	
（営業許可証の書換え交付）	（営業許可証の書換え交付）
第15条　保健所長は、前2条に規定する届出書の提出があったときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。	第11条　省令第68条第1項、第69条第1項若しくは第70条第1項の規定による届出があったとき、又は営業許可証に記載された事項について省令第71条の規定による

（休業、廃業等の届出） 第16条　市条例第4条第1項の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届によるものとする。 （検食の保存） 第17条　省令別表第17第8号に規定する検食の保存は、責任者を定め、採取容器等に採取の日時を記載するとともに、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、及び摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。 （給食施設の報告） 第18条　寄宿舎、学校、病院、工場等の施設において、反復継続的に給食を行う者は、給食施設報告書を保健所長に提出しなければならない。 2　保健所長は、前項の報告があったときは、給食施設報告済証を交付するものとする。 3　給食施設報告済証の交付を受けた者は、当該報告済証を施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。 4　給食施設報告済証の交付を受けた者は、給食施設を30日以上休止しようとするとき、又は廃止したときは、速やかに給食施設休止・廃止届により保健所長に届け出なければならない。 5　前項の規定により休止の届出をした者が給食施設を再開しようとするときは、再開の5日前までに、給食施設再開届により保健所長に届け出なければならない。 （特定営業の報告及び廃業の届出） 第19条　次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者は、特定営業報告書を保健所長に提出しなければならない。	届出があったときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(1)　製粉業 (2)　豆腐及び豆腐加工品販売業(製造を兼ねるものを除く。) (3)　こんにゃく製造業 (4)　漬物製造業(塩漬け又はぬか漬けを製造するものに限る。) (5)　生菓子販売業 (6)　省令第78条のおもちゃ製造業 (7)　魚介類加工品販売業 (8)　乳搾取業 (9)　乳製品販売業(バター、チーズ、発酵乳又は乳酸菌飲料を販売するものを除く。) (10)　アイスクリーム類販売業 (11)　たる詰、つぼ詰、合成樹脂製容器詰等食品製造業 (12)　前各号に掲げる営業以外の食料品製造業(営業許可を要するものを除く。)	
2　保健所長は、前項の報告があったときは、特定営業報告済証を交付するものとする。	
3　特定営業報告済証の交付を受けた営業者は、当該特定報告済証を営業所内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。	
4　特定営業を営む者は、その営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかに特定営業休業・廃業届により保健所長に届け出なければならない。	
5　前項の規定により休業の届出をした者がその営業を再開しようとするときは、再開の5日前までに、特定営業再開届により保健所長に届け出なければならない。	
(様式等) 第20条　この規則の規定による別表第3に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。	(様式等) 第12条　この規則の規定による別表第3に掲げる文書その他法の施行に必要な文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、

	市長が定める。
第21条　［略］	第13条　［略］
別表第2(第9条関係)　［略］	別表第2(第4条関係)　［略］
［別表第3　別記］	［別表第3　別記］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4　改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

［改正前　別記］

別表第3(第20条関係)

文書の名称	根拠条項
食品衛生管理者設置(変更)届書	第4条
食品衛生責任者設置(変更)報告書	第5条第3項
食品衛生責任者養成講習会修了証明書	第6条第1項
食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書	第7条第1項
食品営業許可(新規・継続)申請書	第8条第1項
自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書	第8条第1項
出店予定届	第10条第5項第1号及び第6項第2号
食品営業許可証	第11条
食品営業許可証再交付申請書	第12条第1項
食品営業許可申請事項の変更届	第13条
食品営業許可営業者地位承継(相続)届	第14条第1項
食品営業許可営業者地位承継同意書	第14条第1項
食品営業許可営業者地位承継(合併)届	第14条第2項
食品営業許可営業者地位承継(分割)届	第14条第3項
食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届	第14条第4項
食品営業休業・廃業・再開届	第16条
給食施設報告書	第18条第1項
給食施設報告済証	第18条第2項

給食施設休止・廃止届	第18条第4項
給食施設再開届	第18条第5項
特定営業報告書	第19条第1項
特定営業報告済証	第19条第2項
特定営業休業・廃業届	第19条第4項
特定営業再開届	第19条第5項

［改正後　別記］

別表第3(第12条関係)

文書名	根拠条項
出店予定届	第5条第1項第3号
食品営業許可証	第8条
食品営業許可証再交付申請書	第9条
食品営業許可営業者地位承継同意書	第10条

那覇市規則第24号
令和３年５月27日
公　　布　　済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(食品衛生法に関する事務) 第3条　食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)及び食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	(食品衛生法に関する事務) 第3条　［略］
	(1)　法第8条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (2)　法第8条第2項の規定による報告に関すること。 (3)　法第8条第3項の規定による調査及び協力の要請に関すること。
(1)～(2)　［略］	(4)～(5)　［略］
(3)　法第28条第1項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。	(6)　法第28条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
(4)　法第30条第2項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生監視員の監視指導に関すること。	(7)　法第30条第2項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生監視員の監視指導に関すること。
(5)　法第48条第8項(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。	(8)　法第48条第8項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
(6)　法第52条第1項の規定による営業の許可に関すること。	(9)　法第55条第1項の規定による営業の許可に関すること。
(7)　法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。	(10)　法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
	(11)　法第57条第1項の規定による営業の届出の受理に関すること。

	(12)　法第58条第1項の規定による届出の受理に関すること。
	(13)　法第58条第2項の規定による報告に関すること。
(8)　法第54条(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び処置の命令に関すること。	(14)　法第59条(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び処置の命令に関すること。
(9)　法第55条第1項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。	(15)　法第60条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
(10)　法第56条(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令並びに営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。	(16)　法第61条(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令並びに営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
(11)　法第59条第1項の規定による死体解剖に関すること。	(17)　法第64条第1項の規定による死体解剖に関すること。
(12)　［略］	(18)　［略］
	(19)　省令第71条の2の規定による廃業の届出の受理に関すること。

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付　則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 146 号
令和３年５月 28 日
掲　　示　　済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第６条の４第１項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　事業計画が告示された年月日	令和３年５月 21 日
２　調査を実施する者の名称	那覇市
３　調　査　地　域	那覇市 （字宇栄原、宇栄原４丁目、宇栄原５丁目及び宇栄原６丁目、曙３丁目、港町２丁目の一部及び港町３丁目、西３丁目並びに港町４丁目）
４　調　査　期　間	令和３年５月28日から 令和４年３月31日まで

那覇市告示第 173 号
令和３年６月 15 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第１項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の２第１項の規定により、令和２年10月１日から令和３年３月31日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

令和２年度下半期那覇市の財政（令和３年３月31日現在）

１　一般会計・特別会計　歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区　分		予算現額	上半期 収入済額 支出済額	下半期 収入済額 支出済額	年　間 収入済額 支出済額	年　間 収入率 執行率
（１）一般会計		202,137,060	99,470,364 94,645,601	78,912,089 79,002,970	178,382,453 173,648,572	88.2% 85.9%
（２）特別会計		71,585,595	27,524,939 29,626,342	36,152,976 34,964,520	63,677,915 64,590,862	89.0% 90.2%
内訳	土地区画整理事業	19,583	6,431 1,907	9,273 9,909	15,704 11,816	80.2% 60.3%
	国民健康保険事業	37,664,311	14,517,017 15,831,285	16,139,209 18,650,414	30,656,226 34,481,699	81.4% 91.6%
	市街地再開発事業	1,368,406	79,979 1,199,794	1,273,426 152,515	1,353,405 1,352,309	98.9% 98.8%
	介護保険事業	28,432,656	11,283,492 11,131,680	16,331,349 13,987,640	27,614,840 25,119,320	97.1% 88.3%
	後期高齢者医療	3,645,665	1,364,466 1,281,154	2,213,393 1,953,798	3,577,859 3,234,953	98.1% 88.7%
	病院事業債管理	327,854	163,926 163,926	163,926 163,926	327,853 327,853	100.0% 100.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	127,120	109,627 16,595	22,400 46,318	132,027 62,912	103.9% 49.5%
合　計　（１）＋（２）		273,722,655	126,995,303 124,271,943	115,065,065 113,967,490	242,060,368 238,239,434	88.4% 87.0%

2　一般会計歳入及び歳出の状況

歳　入　　（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	49,231,010	28,112,355	20,686,029	48,798,384	99.1%
地方譲与税	820,873	201,792	377,706	579,499	70.6%
地方交付税	8,785,495	6,423,769	2,470,711	8,894,480	101.2%
分担金及び負担金	649,554	294,682	343,460	638,142	98.2%
使用料及び手数料	3,268,080	1,598,537	1,595,864	3,194,401	97.7%
国庫支出金	82,376,818	49,739,146	28,438,873	78,178,019	94.9%
県支出金	19,818,314	1,358,852	12,595,265	13,954,117	70.4%
繰入金	5,082,568	0	5,081,139	5,081,139	100.0%
繰越金	5,256,880	6,121,722	0	6,121,722	116.5%
諸収入	1,453,727	712,279	705,127	1,417,406	97.5%
市債	14,344,000	0	3,166,900	3,166,900	22.1%
その他	11,049,741	4,907,229	3,451,015	8,358,244	75.6%
合　　計	202,137,060	99,470,364	78,912,089	178,382,453	88.2%

歳　出　　（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	774,601	378,503	341,727	720,230	93.0%
総務費	23,156,304	7,928,308	8,682,496	16,610,804	71.7%
民生費	82,698,850	65,834,966	44,038,433	109,873,399	132.9%
衛生費	9,941,221	3,338,303	5,255,295	8,593,598	86.4%
労働費	36,206	17,348	16,184	33,531	92.6%
農林水産業費	514,355	71,383	137,235	208,618	40.6%
商工費	2,852,978	1,260,491	1,218,739	2,479,230	86.9%
土木費	14,691,896	3,382,223	5,436,475	8,818,698	60.0%
消防費	3,330,271	1,277,271	1,577,786	2,855,056	85.7%
教育費	15,981,332	5,509,369	6,578,153	12,087,522	75.6%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	11,533,070	5,647,437	5,720,448	11,367,886	98.6%
その他	70,001	0	0	0	0.0%
合　　計	165,581,089	94,645,601	79,002,970	173,648,572	104.9%

3　市の財産

①　土地（道路、公園など）　　3,116,212㎡

②　建物（学校、図書館など）　　1,152,021㎡

③　基金（特定の目的のための資金の積立など）　　18,870,698千円

④有価証券（株券）　　657,104千円

4　一時借入金の現在額

0千円

5　市債残高（一般会計・特別会計）

（単位：千円）

借　入　先	一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	市街地再開発事業特別会計	合計
財政融資資金	66,068,894		3,169,760	69,238,654
簡易生命保険資金	3,572,374			3,572,374
郵便貯金資金	143,096			143,096
地方公共団体金融機構	29,716,028			29,716,028
国の予算貸付等	227,340	441,497	89,760	758,597
市中銀行	11,903,401		177,265	12,080,666
その他の金融機関	2,591,709		157,346	2,749,055
共済等	1,632,322		42,333	1,674,655
その他	112,404	0	0	112,404
合　　計	115,386,391	441,497	3,636,465	120,045,530

※その他は沖縄県貸付金（交通方法変更記念特別事業貸付金）である。

6　市民１人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和３年３月31日現在人口　　319,012人　（外国人登録人口を含む）

市民１人当たり行政経費　　519,043円

市民１人当たり市税負担額　　154,323円

（単位：円）

１人当たり行政経費	519,043
議会費	2,428
総務費	72,588
民生費	259,234
衛生費	31,163
労働費	113
農林水産業費	1,612
商工費	8,943
土木費	46,054
消防費	10,439
教育費	50,096
災害復旧費	0
公債費	36,152
その他	219

７　令和２年度予算総括表

（単位：千円）

会　計　別		令和2年度 当初予算	令和元年度 当初予算	増減額	令和2 年度対 前年度 増減率	令和元 年度対 前年度 増減率
一般会計		157,597,000	146,814,000	10,783,000	7.3%	△ 0.5%
特別会計		71,506,393	71,653,925	△ 147,532	△ 0.2%	2.5%
内訳	土地区画整理事業	15,734	17,661	△ 1,927	△ 10.9%	△ 22.0%
	国民健康保険事業	38,952,571	39,043,660	△ 91,089	△ 0.2%	1.7%
	市街地再開発事業	306,706	1,499,992	△ 1,193,286	△ 79.6%	6.8%
	介護保険事業	28,175,554	27,168,227	1,007,327	3.7%	3.6%
	後期高齢者医療	3,567,200	3,397,091	170,109	5.0%	0.5%
	病院事業債管理	329,009	349,001	△ 19,992	△ 5.7%	△ 9.7%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	159,619	178,293	△ 18,674	△ 10.5%	39.4%
合　計		229,103,393	218,467,925	10,635,468	4.9%	0.4%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

１　事業の概要

主要統計

令和3年3月31日現在

項　目	単位	実　績
給水人口	人	314,889
給水戸数	戸	167,921
給水栓数	栓	117,365
総配水量	m^3	36,839,552
一日平均配水量	m^3	100,930
一日最大配水量	m^3	111,076
有収水量	m^3	35,548,520
有収率	%	96.50

水道料金調定・収納状況　　令和3年3月31日現在　（税込）

予算額 （円）	調定額 （円）	収入額 （円）	不納欠損額 （円）	未収額 （円）	収入率 （%）
6,433,367,000	6,400,234,056	5,276,899,215	0	1,123,334,841	82.45%

２　計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収　入

（単位：円）

区　分			予　算　額	調　定　額	執行率	調　定　額	執行率	調　定　額	執行率	備考
				上　期	上　期	下　期	下　期	累　計	累　計	
第１款		水道事業収益	7,503,491,000	3,135,323,586	41.78%	4,335,841,110	57.79%	7,471,164,706	99.57%	
	第1項	営業収益	6,674,555,000	2,826,488,543	42.35%	3,832,828,710	57.42%	6,659,317,253	99.77%	
	第2項	営業外収益	600,004,000	308,663,398	51.44%	275,482,870	45.92%	584,146,268	97.36%	
	第3項	特別利益	228,932,000	171,655	0.07%	227,529,530	99.39%	227,701,185	99.46%	

支　出

（単位：円）

区　分			予　算　額	執　行　額	執行率	執　行　額	執行率	執　行　額	執行率	備考
				上　期	上　期	下　期	下　期	累　計	累　計	
第１款		水道事業費用	7,347,779,000	2,933,687,356	39.93%	4,205,855,095	57.24%	7,139,542,451	97.17%	
	第1項	営業費用	7,181,930,000	2,910,088,679	40.52%	4,089,107,655	56.94%	6,999,194,334	97.46%	
	第2項	営業外費用	141,348,000	22,340,182	15.81%	113,990,305	80.64%	136,330,487	96.45%	
	第3項	特別損失	4,501,000	1,260,495	28.00%	2,757,135	61.26%	4,017,630	89.26%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収　入

（単位：円）

区　分			予　算　額	調　定　額	執行率	調　定　額	執行率	調　定　額	執行率	備考
				上　期	上　期	下　期	下　期	累　計	累　計	
第１款		資本的収入	178,786,000	0	0.00%	108,105,413	60.47%	108,105,413	60.47%	
	第1項	補助金	168,954,000	0	0.00%	102,512,000	60.67%	102,512,000	60.67%	
	第2項	他会計負担金	9,688,000	0	0.00%	5,469,000	56.45%	5,469,000	56.45%	
	第3項	その他資本的収入	124,000	0	0.00%	124,413	100.33%	124,413	100.33%	

支　出

（単位：円）

区　分			予　算　額	執　行　額	執行率	執　行　額	執行率	執　行　額	執行率	備考
				上　期	上　期	下　期	下　期	累　計	累　計	
第１款		資本的支出	2,452,222,460	609,150,184	24.84%	1,125,738,499	45.91%	1,734,888,683	70.75%	
	第1項	建設改良費	1,418,661,460	277,284,007	19.55%	454,545,100	32.04%	731,829,107	51.59%	
	第2項	企業債償還金	265,980,000	131,866,177	49.58%	134,113,354	50.42%	265,979,531	100.00%	
	第3項	投資	744,800,000	200,000,000	26.85%	519,300,000	69.73%	719,300,000	96.58%	
	第4項	その他資本的支出	17,781,000	0	0.00%	17,780,045	99.99%	17,780,045	99.99%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和2年度損益計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

	（上半期）	（下半期）	（年間計）		
1　営業収益					
(1)　給水収益	2,497,483,656	3,322,145,835	5,819,629,491		
(2)　その他営業収益	72,953,632	164,716,227	237,669,859	6,057,299,350	
2　営業費用					
(1)　配水費	1,750,378,828	2,463,654,079	4,214,032,907		
(2)　給水費	93,921,614	108,542,329	202,463,943		
(3)　漏水防止費	15,505,529	37,240,158	52,745,687		
(4)　業務費	165,176,250	208,943,730	374,119,980		
(5)　総係費	139,088,160	361,641,071	500,729,231		
(6)　減価償却費	550,445,500	577,848,580	1,128,294,080		
(7)　資産減耗費	8,738,500	57,741,825	66,480,325	6,538,866,153	
営業損失					481,566,803
3　営業外収益					
(1)　受取利息	6,859,792	9,272,217	16,132,009		
(2)　他会計負担金	2,390,000	36,726,183	39,116,183		
(3)　補償金	1,794,100	1,568,000	3,362,100		
(4)　長期前受金戻入	200,567,000	206,477,477	407,044,477		
(5)　土地物件収益	85,838,940	16,267,490	102,106,430		
(6)　雑収益	3,102,154	3,988,321	7,090,475	574,851,674	
4　営業外費用					
(1)　支払利息	22,340,182	20,093,005	42,433,187		
(2)　雑支出	1,091	953,078	954,169	43,387,356	531,464,318
経常利益					49,897,515
5　特別利益					
(1)　固定資産売却益	0	226,481,587	226,481,587		
(2)　過年度損益修正益	157,578	56,563	214,141		
(3)　その他特別利益	0	986,425	986,425	227,682,153	
6　特別損失					
(1)　過年度損益修正損	1,161,322	113,536	1,274,858		
(2)　その他特別損失	0	2,632,615	2,632,615	3,907,473	223,774,680
当年度純利益					273,672,195
前年度繰越利益剰余金					928,975,891
その他未処分利益剰余金変動額					841,155,567
当年度未処分利益剰余金					2,043,803,653

令和2年度貸借対照表

（令和3年3月31日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		1,084,356,151	
ロ 建物	2,174,127,219		
減価償却累計額	△ 1,194,596,756	979,530,463	
ハ 構築物	41,917,893,735		
減価償却累計額	△ 21,569,649,585	20,348,244,150	
ニ 機械及び装置	2,433,470,301		
減価償却累計額	△ 1,391,494,973	1,041,975,328	
ホ 車両運搬具	43,580,693		
減価償却累計額	△ 27,715,772	15,864,921	
ヘ 工具、器具及び備品	441,125,295		
減価償却累計額	△ 315,404,884	125,720,411	
ト 建設仮勘定		367,708,746	
有形固定資産合計			23,963,400,170
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		913,300	
ロ ソフトウェア		844,000	
無形固定資産合計			1,757,300
(3) 投資			
イ 投資有価証券		1,397,184,000	
ロ 長期貸付金		493,538,000	
ハ その他投資		2,405,000	
投資合計			1,893,127,000
固定資産合計			25,858,284,470
2 流動資産			
(1) 現金預金			11,387,017,206
(2) 未収金		1,248,106,436	
貸倒引当金		△ 8,689,806	1,239,416,630
(3) 貯蔵品			55,460,990
(4) 前払金			127,819,041
(5) その他流動資産			25,762,000
流動資産合計			12,835,475,867
資産合計			38,693,760,337

負　　債　　の　　部

3　固定負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	1,024,088,550		
企業債合計		1,024,088,550	
(2)　引当金			
イ　退職給付引当金	708,937,189		
ロ　修繕引当金	676,996,000		
引当金合計		1,385,933,189	
固定負債合計			2,410,021,739
4　流動負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	265,600,045		
企業債合計		265,600,045	
(2)　未払金		710,300,788	
(3)　預り金		226,411,147	
(4)　引当金			
イ　賞与等引当金	61,107,801		
引当金合計		61,107,801	
流動負債合計			1,263,419,781
5　繰延収益			
(1)　長期前受金			
イ　受贈財産評価額	323,557,809		
収益化累計額	△160,698,829	162,858,980	
ロ　寄附金	70,000,000		
収益化累計額	△17,639,998	52,360,002	
ハ　工事負担金	1,792,027,753		
収益化累計額	△964,089,620	827,938,133	
ニ　国庫（県）補助金	14,544,150,434		
収益化累計額	△7,254,020,068	7,290,130,366	
ホ　他会計負担金	89,896,335		
収益化累計額	△15,003,978	74,892,357	
ヘ　補償金	256,929,782		
収益化累計額	△95,583,112	161,346,670	
繰延収益合計			8,569,526,508
負債合計			12,242,968,028

資　　本　　の　　部

6　資　本　金			16,281,451,048
7　剰　余　金			
(1)　資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	321,419,706		
ロ　国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2)　利益剰余金			
イ　減債積立金	1,289,688,595		
ロ　建設改良積立金	4,529,958,262		
ハ　当年度未処分利益剰余金	2,043,803,653		
利益剰余金合計		7,863,450,510	
剰　余　金　合　計			10,169,341,261
資　　本　　合　　計			26,450,792,309
負　債　資　本　合　計			38,693,760,337

3　企業債及び一時借入金の残高

企業債　　単位：円

借　入　先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	1,050,317,804	0	163,310,743	887,007,061
地方公共団体金融機構	505,350,322	0	102,668,788	402,681,534
計	1,555,668,126	0	265,979,531	1,289,688,595

一時借入金　　なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

１　事業の概要

主要統計

令和3年3月31日現在

項　　目	単位	実　　績
使用戸数	戸	158,882
検針栓数	栓	101,586
総排水量	m3	34,340,882
有収水量	m3	34,340,773
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況　　令和3年3月31日現在　　(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
3,399,518,000	3,401,539,398	2,773,326,949	0	628,212,449	81.53

２　計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収　入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		下水道事業収益	5,155,824,000	1,927,934,225	37.38%	3,195,041,538	61.97%	5,122,975,763	99.36%	
	第１項	営業収益	3,961,681,000	1,817,601,452	45.88%	2,110,851,086	53.28%	3,928,452,538	99.16%	
	第２項	営業外収益	1,190,578,000	108,360,804	9.10%	1,082,580,424	90.93%	1,190,941,028	100.03%	
	第３項	特別利益	3,565,000	1,972,169	55.32%	1,610,028	45.16%	3,582,197	100.48%	

支　出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		下水道事業費用	5,074,527,000	963,769,414	18.99%	3,989,267,003	78.62%	4,953,036,417	97.61%	
	第１項	営業費用	4,755,853,000	841,616,908	17.70%	3,830,528,023	80.54%	4,672,145,931	98.24%	
	第２項	営業外費用	283,070,000	118,074,409	41.71%	147,073,873	51.96%	265,148,282	93.67%	
	第３項	特別損失	15,804,000	4,078,097	25.80%	11,664,107	73.81%	15,742,204	99.61%	
	第４項	予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収 入

（単位：円）

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的収入	2,140,493,886	88,307,580	4.13%	1,479,538,803	69.12%	1,567,846,383	73.25%	
	第１項	企業債	895,900,000	0	0.00%	661,000,000	73.78%	661,000,000	73.78%	
	第２項	補助金	995,653,886	0	0.00%	661,096,538	66.40%	661,096,538	66.40%	
	第３項	他会計負担金	248,942,000	87,157,080	35.28%	156,287,665	63.28%	243,444,745	98.58%	
	第４項	その他資本的収入	1,998,000	1,150,500	57.58%	1,154,600	57.78%	2,305,100	115.37%	

支 出

（単位：円）

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的支出	3,114,439,145	772,699,431	24.81%	1,717,456,445	55.15%	2,490,155,876	79.96%	
	第１項	建設改良費	2,151,159,145	286,937,477	13.30%	1,236,157,440	57.47%	1,533,094,917	71.27%	
	第２項	企業債償還金	956,280,000	475,060,954	49.68%	481,219,005	50.32%	956,279,959	100.00%	
	第３項	投資	2,000,000	701,000	35.05%	80,000	4.00%	781,000	39.05%	
	第４項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和２年度損益計算書

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位：円）

		（上半期）	（下半期）			
1	営業収益					
(1)	下水道使用料	1,446,901,501	1,645,968,852	3,092,870,353		
(2)	雨水処理負担金	201,805,110	270,583,346	472,388,456		
(3)	再生水売却収益	18,939,300	23,234,140	42,173,440		
(4)	その他営業収益	3,681,100	4,452,800	8,133,900	3,615,566,149	
2	営業費用					
(1)	管渠費	37,865,251	323,012,362	360,877,613		
(2)	ポンプ場費	12,885,363	24,830,888	37,716,251		
(3)	雨水処理費	44,539,990	78,062,598	122,602,588		
(4)	排水設備費	21,064,667	33,396,868	54,461,535		
(5)	業務費	592,839,594	1,274,199,205	1,867,038,799		
(6)	総係費	69,053,881	136,970,718	206,024,599		
(7)	減価償却費	901,019,500	884,864,395	1,785,883,895		
(8)	資産減耗費	0	10,300,501	10,300,501	4,444,905,781	
	営業損失					829,339,632
3	営業外収益					
(1)	受取利息	5,353	2,462,993	2,468,346		
(2)	他会計負担金	104,842,810	183,240,746	288,083,556		
(3)	補助金	0	14,186,885	14,186,885		
(4)	長期前受金戻入	444,725,000	436,406,214	881,131,214		
(5)	土地物件収益	3,227,895	588,000	3,815,895		
(6)	雑収益	280,185	1,096,545	1,376,730	1,191,062,626	
4	営業外費用					
(1)	支払利息	117,896,183	111,779,028	229,675,211		
(2)	雑支出	178,226	10,785,495	10,963,721	240,638,932	950,423,694
	経常利益					121,084,062
5	特別利益					
(1)	過年度損益修正益	1,802,904	38,667	1,841,571		
(2)	その他特別利益	0	1,568,560	1,568,560	3,410,131	
6	特別損失					
(1)	過年度損益修正損	1,636,210	138,827	1,775,037		
(2)	その他特別損失	2,304,312	11,511,600	13,815,912	15,590,949	△12,180,818
	当年度純利益					108,903,244
	前年度繰越利益剰余金					0
	その他未処分利益剰余金変動額					455,895,233
	当年度未処分利益剰余金					564,798,477

令和2年度貸借対照表

（令和3年3月31日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		1,084,356,151		
ロ 建物	2,174,127,219			
減価償却累計額	△ 1,194,596,756	979,530,463		
ハ 構築物	41,917,893,735			
減価償却累計額	△ 21,569,649,585	20,348,244,150		
ニ 機械及び装置	2,433,470,301			
減価償却累計額	△ 1,391,494,973	1,041,975,328		
ホ 車両運搬具	43,580,693			
減価償却累計額	△ 27,715,772	15,864,921		
ヘ 工具、器具及び備品	441,125,295			
減価償却累計額	△ 315,404,884	125,720,411		
ト 建設仮勘定		367,708,746		
有形固定資産合計			23,963,400,170	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		913,300		
ロ ソフトウェア		844,000		
無形固定資産合計			1,757,300	
(3) 投資				
イ 投資有価証券		1,397,184,000		
ロ 長期貸付金		493,538,000		
ハ その他投資		2,405,000		
投資合計			1,893,127,000	
固定資産合計				25,858,284,470
2 流動資産				
(1) 現金預金			11,387,017,206	
(2) 未収金		1,248,106,436		
貸倒引当金		△ 8,689,806	1,239,416,630	
(3) 貯蔵品			55,460,990	
(4) 前払金			127,819,041	
(5) その他流動資産			25,762,000	
流動資産合計				12,835,475,867
資産合計				38,693,760,337

負　債　の　部

3		固定負債			
	(1)	企業債			
		イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,975,178,852		
		企業債合計		11,975,178,852	
	(2)	引当金			
		イ　退職給付引当金	406,221,411		
		引当金合計		406,221,411	
		固定負債合計			12,381,400,263
4		流動負債			
	(1)	企業債			
		イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	968,720,332		
		企業債合計		968,720,332	
	(2)	未払金		628,405,592	
	(3)	預り金		4,129,439	
	(4)	引当金			
		イ　賞与等引当金	38,207,701		
		引当金合計		38,207,701	
		流動負債合計			1,639,463,064
5		繰延収益			
	(1)	長期前受金			
		イ　受贈財産評価額	1,238,967,321		
		収益化累計額	△ 133,851,115	1,105,116,206	
		ロ　国庫（県）補助金	38,654,743,678		
		収益化累計額	△ 18,540,939,362	20,113,804,316	
		ハ　他会計負担金	2,794,042,356		
		収益化累計額	△ 677,416,186	2,116,626,170	
		ニ　補償金	135,058,335		
		収益化累計額	△ 10,869,379	124,188,956	
		繰延収益合計			23,459,735,648
		負債合計			37,480,598,975

資　本　の　部

6		資本金			14,567,389,458
7		剰余金			
	(1)	資本剰余金			
		イ　受贈財産評価額	202,181,067		
		ロ　国庫（県）補助金	309,527,051		
		ハ　他会計負担金	19,088,246		
		資本剰余金合計		530,796,364	
	(2)	利益剰余金			
		イ　当年度未処分利益剰余金	564,798,477		
		利益剰余金合計		564,798,477	
		剰余金合計			1,095,594,841
		資本合計			15,662,984,299
		負債資本合計			53,143,583,274

３　企業債及び一時借入金の残高

企業債　　単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	3,239,299,452	0	324,153,309	2,915,146,143	
地方公共団体金融機構	8,085,692,389	661,000,000	423,595,972	8,323,096,417	
郵貯・簡保管理機構	1,676,891,234	0	197,193,232	1,479,698,002	
琉球銀行	210,800,000	0	0	210,800,000	
計	13,212,683,075	661,000,000	944,942,513	12,928,740,562	

そ　の　他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	26,496,068	0	11,337,446	15,158,622	

一時借入金　　なし

公　　告

那覇市公告第 117 号
令和３年６月２日
掲　　示　　済

「平和交流・男女参画課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の６及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）件　　名　平和交流・男女参画課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約
（２）履行場所　那覇市役所総務部平和交流・男女参画課内
（３）履行内容　別紙「平和交流・男女参画課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約の入札条件」のとおり
（４）履行期間　令和３年８月１日から令和８年７月31日
※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第１号及び第２号に基づく長期継続契約
※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア　各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
イ　予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

２　入札参加資格条件
（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。
（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
（３）営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
（４）令和３年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種として「業種コード１事務機（種目「事務機」）」かつ「業種コード 28 リース業（種目「事務機器類」）」の２業種を登録している業者であること。

（５）市町村税等を滞納していないこと。
（６）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
（７）複合機障害発生時の修理等に迅速に対応できるよう、本市内に本社又は営業所等があること。

３　契約条項を示す場所　総務部平和交流・男女参画課

４　質問疑義照会書
（１）質問期限　令和３年６月11日（金）午後２時
（２）「質問疑義照会書」（様式１）を電子メールで下記のアドレス宛てに提出
（３）那覇市役所　総務部　平和交流・男女参画課
E-mail： S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp
（４）回答　令和３年６月16日（水）に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

５　入札説明会
入札説明会は実施しません。別紙「平和交流・男女参画課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約の入札条件」及び「入札の方法について」をご確認ください。

６　入札参加申し込み
（１）入札参加申し込み期限　令和３年６月18日（金）午後２時
（２）提出書類　入札参加申込書（様式２）
（３）提出先　　総務部 平和交流・男女参画課

７　入札の日時及び場所
（１）日時　令和３年６月22日（火）午後２時
（２）場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所５階（501会議室）

８　入札時提出書類
（１）入札書（様式３）
（２）代理人が入札する場合は委任状（様式４）

９　入札保証金
那覇市契約規則第８条第１項第２号の規定に基づき免除。

10　入札の無効に関する事項
那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11　その他
那覇市に提出された書類は返却しません。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第７号
令和３年５月26日
公　　表　　済

那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那　覇　市　消　防　局
局長　島　袋　弘　樹

那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防訓令審査会規程(平成21年消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織の構成) 第3条　審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。 (1)～(2)　[略] (3)委員に、総務課総務係主幹を除く各課主幹及び両署予防査察係主幹をもって充てるものとし、審査の内容に応じて、会長が認めた者をオブザーバーとして加えることができる。	(組織の構成) 第3条　[略] (1)～(2)　[略] (3)委員に、総務課総務係主幹を除く各課主幹及び両署予防査察課主幹をもって充てるものとし、審査の内容に応じて、会長が認めた者をオブザーバーとして加えることができる。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第５号
令　和　３　年　５　月　２８　日
掲　　示　　済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第９条第１項及び同条第２項の規定に基づき第75次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は令和３年５月28日から15日間、那覇市上下水道局上下水道部 下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
　令和３年５月28日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
　首里石嶺町地内の一部、首里寒川町地内の一部

３　供用を開始する排水施設の位置（汚水）
　前項に示す区域（別紙図示）

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
　分流式

５　当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
　那覇市西３丁目 10 番１号　那覇浄化センター

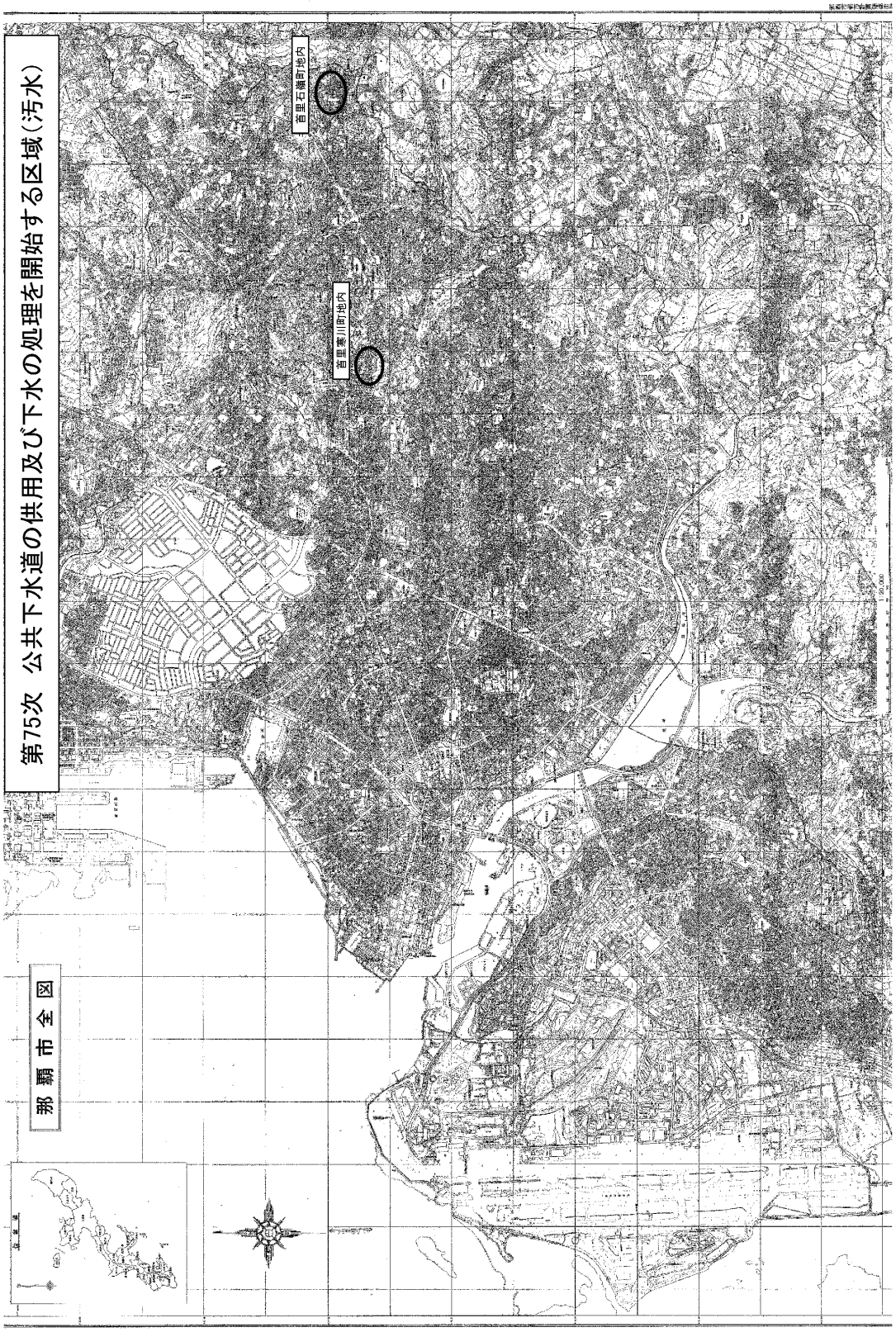
第75次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
那覇市全図
首里石嶺町地内
首里赤川町地内

第75次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
首里石嶺町地内

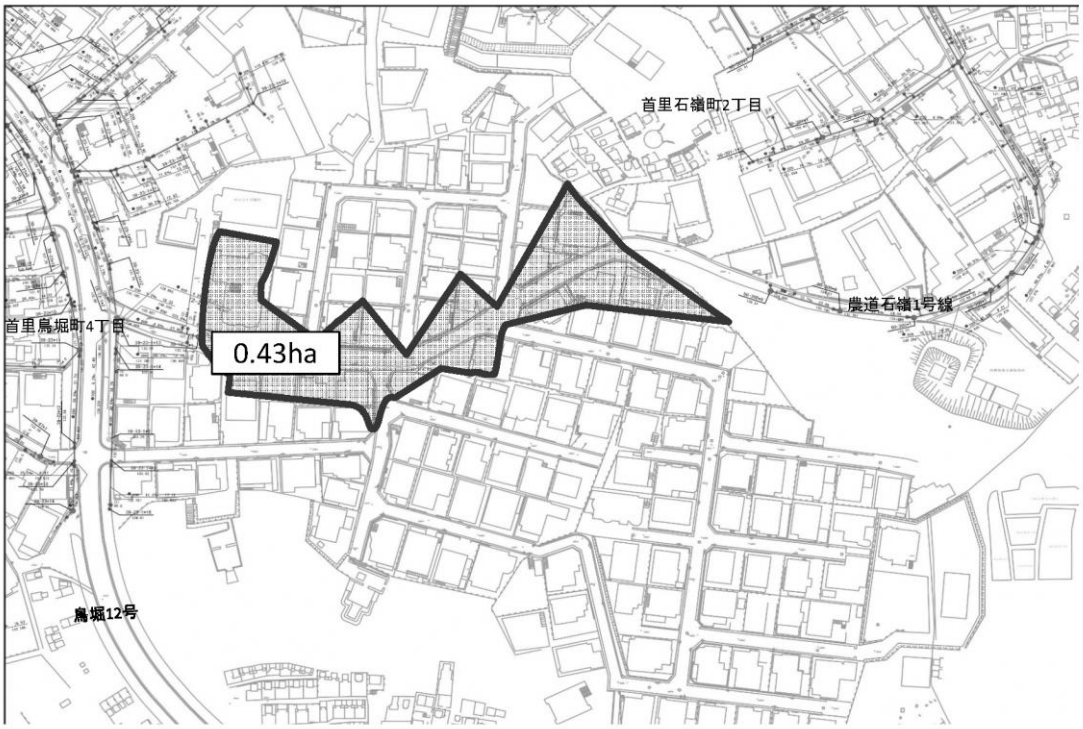

第75次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
首里寒川町地内

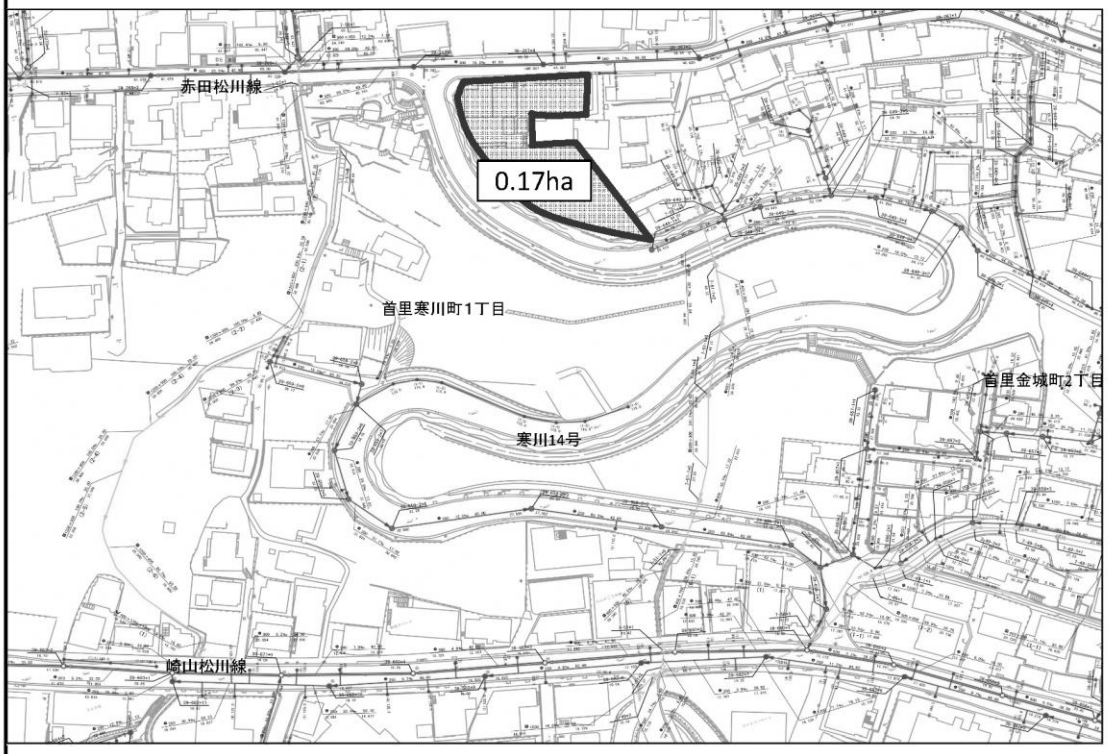

那覇市上下水道局告示第６号
令　和　３　年　６　月　２　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第　337　号
指定工事店名	株式会社光エンジニア
営業所所在地	沖縄県那覇市字識名1279番地
代表者氏名	新垣　哲也
有効期間	自　平成29年４月１日
	至　令和４年３月31日
異動年月日	令和３年５月28日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第７号
令　和　３　年　６　月　３　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第　536　号
指定工事店名	株式会社久場商会
営業所所在地	沖縄県那覇市久茂地二丁目 12 番 13 号
代表者氏名	久場　瑛
有効期間	自　令和３年５月 21 日
	至　令和８年３月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第２号
令　和　３　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

那覇市選挙管理委員会
委員長　日 高　清 義

令和３年７月11日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第１号の規定に基づき、令和３年６月５日から選挙期日までの間は、選挙人名簿の登録の移替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替えは、選挙期日の翌日以後に行う。

那覇市選挙管理委員会告示第３号

令　和　３　年　６　月　１　日

掲　　示　　済

那覇市選挙管理委員会

委員長　日 高　清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

１　地方自治法第74条第１項及び同法第75条第１項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第４条第１項及び同法第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数

5,178人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び同法第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数

43,147人

３　地方自治法第76条第１項、同法第80条第１項、同法第81条第１項及び同法第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数

86,294 人

那覇市選挙管理委員会告示第４号
令　和　３　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

令和３年７月 11 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の５の４第７項の規定により、告示日前に特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、令和３年６月 25 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　日 高　清 義